

研究論文

日蓮教団史にかかわる三種の資料について

〔六條本圀寺の畑地貸し付け帳面・明治中期の僧侶の結婚の是非についての論争・『祠曹雜識』にみる日蓮教団〕

坂 輪 宣 政

- 一 六條本圀寺の畑地貸し付け帳面
- 二 明治中期の僧侶の結婚の是非についての論争
- 三 『祠曹雜識』にみる日蓮教団

はじめに

本稿は三章からなるが、それぞれ別個の論述となっている。第一章は明治期の本圀寺の所有地のうち、外部に貸し付けられていた土地に関する資料についてである。当時の実情を探る手がかりとして一冊の貸付帳面の内容を概述する。第二章は明治中期の仏教雑誌誌上でかわされた僧侶の結婚についての論争とその周辺を示す。昨今のジェンダー論議は幅広い高まりをみせ、寺院・僧侶も対応が喫緊の課題であると思われる。現在の寺院・僧侶の様相が如何にして形成されてきたのか、ジェンダー要素とのかかわりはどのようであったのか、などを考えるためには、このような以前を振り返る検討が必要であろう。内容的に御不快を感じられることもあるかもしれないが、不可避の検討であり、その一助となりうらうと思われるのでご理解をいただきたい。

第三章は近世寺社奉行所関連の資料の紹介である。近年、寺社奉行所に関連する諸資料の研究が急速に進展をみせている。各地の藩政資料や武家資料をもととした様々な発見・研究である。第三章で取り上げる『祠曹雜識』もその一つである。記載された内容は不正確な点も多く、明らかな間違いさえあちこちに見られる。作成者は仏教の専門家でないのに、主君である藩主が寺社奉行に任命されたため大急ぎで手当たり次第に情報収集していたのであろう。しかし、寺社奉行所の実務にかかわったであろう人物の記述であり、決して軽視すべきものではなく、むしろ外部からの視点を示すものとしても重要な資料である。身分制度の厳格であった近世後期の様子の方がえる資料としても貴重であろう。その内の幾分かを掲載して論ずることとする。

なお、第二章と第三章は以前に別の研究会で研究発表した際に配布した資料の文章を体裁の統一などの基本的な補正以外はほぼそのまま掲載していただいている。ともに諸事情によりすぐに活字化の機会を得られなかったものである。可能ならばその後の研究の進展と成果を反映させたかったのであるが、今回はそこまで至らなかった。内容も未熟な点、訂正したい部分も多々あるものの、そのままとなっている。ご理解をいただきたい。

一、「六條本圀寺の畑地貸し付け帳面」

京都大本山六條本圀寺は広大な寺地を所有していた。その一部を畑地などとして貸し付けていたことをしめす一冊の帳面がある。個人蔵である。表題は以下のように記されている。「明治十五年二月 本圀寺畑地収穫取立帳 大光山 事務所」

一冊、二十六丁、タテ二十四・五cm・ヨコ十六・五cm。附地図一枚がある。

内容は本圀寺が主に畑地として貸し出していた境内地の地代收納帳である。期間は明治十五年（一八八二）十二月より同十七年十二月まで三年間のみである。

毎年約三十人の借地人名と金額。面積・収穫高が記されている。「改正」の文言もあり、地代の変化もあり返金の記載もある。十五・十六年度は各丁に朱の角印「大光山本圀寺」が捺^おされている。さらに各借地の金額部分には確認の朱印がある。十五年度は二種、円形印と役僧名の印である。十六年度と十七年度は小型の朱印で役僧名となっている。

いくつかの例を挙げておこう。

① 田中孝助借地証文案文

玉雲院跡

一畑式百三拾壹坪式合

取穫米六斗九升三合六勺

右所本山畑地今般更に拝借仕候処実正也 然上者御定則之通地子貢米代金毎年十二月二十三日無相達相納可申候
若遅滞候節者保証人より急度済談可仕候 又地所□時御入用出来候節者無異儀右儀御返地可申候 為後日借地小作之
証書一札御事如件

明治十八年九月

本圀寺貴住

執事御中

新規契約の案文である。毎年十二月二十三日までに地代を納るという定則である。寺に必要なが生じた場合は返還する条件も明示されている。

他にもいくつか例を挙げておく。

② 一、畑百六十一坪五合 石井源次郎

収穫米七斗二升六合七勺五才

此金四円九十四銭八厘 右に付 六円八十銭相返

一、同百七十七坪五合 戒善院西北角沾券地

開拓明治十四年度

収穫七斗九升八合七勺五才 納期

右同人

此金五円四十三銭一厘五毛

（付録地図に石井氏借地の記載がある。東南の二箇所である）

③ 一、貸地 二十三坪八合一勺四才 藤井忠兵衛

収穫米九升五合二勺五才

此金六十四銭七厘五毛 六円八十銭立相返

④ 一、畑六十五坪六合九勺三才 小倉左平

収穫二斗六升二合七勺七才

此金一円七十八銭六厘

祖堂裏

一、藪地百四十一坪一合 同人

此収穫米五斗六升四合二勺

此金三円八十三銭八厘

メ金五円六十二銭四厘

(小倉は寺侍であつた小倉家の出身と思われる)

⑤高巖院跡

一、畑二百二十六坪六合二勺 伊吹左兵衛

収穫九斗六合四勺八

此金六円十六銭四厘

(高巖院は寛政三年の地図ではすでに廃寺とある。本圀寺の中央部に近い場所であろうか)

⑥本岳院跡

一、畑百三十八坪四合二勺五才 富田藤兵衛

収穫五斗五升三合七勺

此金三円七十六銭五厘

⑦ 清正公裏

一、藪地八拾九坪式合四勺 富永藤兵衛

収穫三斗五升六合九勺六才

此金貳円四拾五錢七厘三才

⑧ 多門院裏

一、畑百五坪九合九勺 渡辺伝兵衛

収穫四斗三合九勺六才

「院跡」という名称が確認され、瑞雲院裏・持珠院・新藏などの名称もある。当時の本圀寺はかなりの畑地を貸していた様子が見える。畑地以外にも屋敷地・藪地も貸し出していた。後の地図では売却済みと確認できる場所も複数あり、一方で「十二坪北側溝并東尊塔」は貸し地から除外されている。富永藤兵衛には「壇料」二円余の記載があり、借地人には当然ながら檀家もいたと思われる。地代は総額でも金額的にはそれほど多額とはいえ、本圀寺の規模からいえばむしろ少額であり資産としての貢献は大きくなかったのではなからうか。

この帳面は三年間のみのものであり、推移については各時代の地図など諸資料と照合しながらのさらなる確認が必要であろう。本圀寺は中世に広大な寺地を獲得し、寺内町として六門前町があったとされる。近世の寺と門前町の関係には対立の例もみられ、西門前町との争論は以前拙稿で検討したことがある。近世から近代へと続く、本圀寺の土地所有の様相について研究がすすめられるに際して、この帳面もその一助となるのではなからうか。

主要参考文献

伊藤 瑞叡 『法華学報別冊第拾糾號—大本山六條門流京都山科本圀寺史要写真帳』

平成二五年 昌柏寺華林山文庫求法院學室

伊藤 瑞叡 『正嫡付法「中卷」本圀寺史料』

平成三年 昌柏寺華林山文庫求法院學室

津守基一監修 『正嫡付法六條門流大本山本圀寺史』

令和三年 国土安穩寺

二、「明治中期の僧侶の結婚の是非についての論争」

(一) 明治期の「肉食妻帯問題」に関する論争

(二) 『仏教』・『新仏教』誌への投書

(三) 各論者の意見

(四) 仏教界外からの反響

(五) 参考資料

(六) 住職の転任について

はじめに

近代寺院における特徴、いいかえれば近世までの寺院との最大の相違は何であろうか。それは宗派によっても異なると思われるが、浄土真宗を除く諸宗においては、寺院内の家庭の誕生であったのではなからうか。明治五年四

月二十五日の太政官布告一三二号「自今僧侶肉食妻帯蓄髮等可為勝手事」以来、出家主義によって運営されてきた寺院内に、次第に「家庭」が形成され、実子が弟子となつて住職を継承してゆくという、現代寺院の形が次第に形成されてきたのである。この変容こそが、近代寺院と近世までの寺院を比較した際の最大の相違といつてよいであろう。勿論、その背景には、出家者が近世までの階級外身分を剥奪されて戸籍に登録されるというような近代社会の形成もあるのであるが、本稿では、明治三十三年前後に『仏教』『新仏教』などの雑誌の誌上で行われた僧侶の妻帯可否の論争について論じ、「寺院における家庭の形成」の前提としての僧侶の妻帯に対する各宗門内外の意識をみてゆきたい。なお、近世以前にも「肉食相続」など実質的に妻帯や実子相続が行われたり、「大黒」などと呼称された隠妻がいる場合もあったという先行研究もあるが、本稿では公然たる妻帯認可を求めた論争を中心に論述するので、詳述しない。森岡清美氏の研究では明治初期の僧侶の妻帯率は二割弱（浄土真宗を除いた数字）であり、本稿で取り上げた時期はさらに進展していたのは確かであろうと思われる。

（一） 明治期の「肉食妻帯問題」に関する論争

明治期の仏教雑誌『仏教』は新時代の仏教の樹立を標榜して活発に活動していた。

その百七十六号（明治三十四年）の連載『前古庵漫語』で主筆格の来馬簾外が、僧侶の妻帯を勧奨したのに対し、『新仏教』誌が反発して一連の論争が起こつたのであつた。

まず、『前古庵漫語』を少々長いが全文を引用する。

○妻なき寺院

住職は一寺の内外を監督する、曰く錢勘定、曰く日記、曰く収支役、曰く檀家応対、曰く衣服・法服の世話、曰く、洗濯掃除、曰く檀家廻り、曰く組寺廻り、曰く室内整理、妻なき寺院の住職は、凡そ之を自らする、世間

の華族の如き家扶や執事の様なものを置く程の資力なき寺院に住職たるものは、任せる人がないから、已むを得ず、住職之を自らする、此の多忙の事務に従事して居て果たして布教や読書が出来やうか、見給へ、布教などに歩行く住職で、家に妻子なきものは、全く負債の無いものはない、中には留守中の不始末で、体の二進も三進も動かぬ人がいる、妻なき寺院は自然荒れ果てるに近い、書生や所化は、肉親でないから、万事を任せる訳にも往かず、少しは任せても、親切の度が違う

妻なき寺院の住職は、女子の仕事まで、細々として、遂に多忙の中に一生を終るので、此程憐れなものはない、実例は吾人の眼前に現れて居る、

○妻ある寺院

細々した用事は妻君之をなし、飲食、衣服、家屋掃除等に至るまで、住職の力の及ばぬ所まで監督してくれ、来賓の接待まで、男子の注意の及ばぬ所を補うて遣つて呉れる、実に妻君ある寺院の住職は、男一人前の仕事さへ為て居れば事が済む、事を四方になさんとするには、妻を求めずんばあらずだ、

○妻帯と佛教

仏在世の頃には妻を持った僧侶は無かった、今の坊さんに妻を持たす理由はない、これは誰からも来る非難である、併し、仏在世の頃には、住職は無かった、寺院も無かった(殆ど)、僧侶が錢勘定や、接賓等をする、必要はなかつた、即ち天下を浮浪して樹下石上に眠つたのが僧侶であつた、今の僧侶も、全然昔の儘に返り、寺院を捨てて乞食となり、真の浪人となるならば、勿論三衣一鉢で、妻の必要を感じない、但し今の社会に運動もし、交際もしやうとする坊さんが、そんな呑気なことを云つて居られるか何様か、理屈は何様でも付く、併し今の寺院に妻があるとないで、寺の整理と住職の事業とが、大に相違を生ずるのは、事実ではないか、ツマリ、寺を維持し、借財を作らず、自ら外面に運動せんとする僧侶は、須く良妻を求めて、真の内助となすべきだ、

○妻帯と有難味

妻のある坊さんは有難味が薄いやうに思はれる、之は今までの習慣に依る、併し、眞の有難い坊さんとは、仏の心を能く世間に伝える坊さんのことで、妻の有無の如きは、論ずるに足らぬ、俗務に追はれてあくせくたる住職や、たまには布教などに往つて、帰れば債主門に迫る如き僧侶では、あまり、仏の心を得たものではない、寧ろ妻を求めて内政を任せ、自ら大に活動する方が、眞の仏の心に合つた坊さまで、之でこそ眞の有難い高僧と称するに足るのである、ツマリ、小部分形式ばかりの高僧となるか、大部分大きい高僧となるかは各自のお勝手だが、唯だ吾人は佛教家の本意としては妻帯に賛成せぬを得ない、浄土宗、真言宗等に妻帯問題の起こつて来るのは、此の潮流を示したもので、吾人の頗る喜ぶべき所である、若し夫れ、妻も持ち、金も出来、そして寺院内にうづくまつて居る坊さんと、佛教家の本務の何たるをも理解せぬ愚妻を娶つて、却つて其を制し兼ねている坊さんと、女子の自分を忘れたる者を妻とし、艷福に誇つて居る如き住職諸氏に至つては、吾人は唯だ除外例として口にするを恥づ

○妻帯の理論と実際

僧侶の妻帯は、最早今日まで一般に行はれている、唯だ之を理論上から、若くは宗制上から公許するのが最近の急務である、少し眼のあいた者は決し躊躇しては駄目だ、グズグズ理屈を言う人間が却つて妻帯実行論者ではないか、こう云う時に星氏（星亨）的人物があつたら、さぞ面白からうが、まだ時は来ないのか、但し予はまだ妻を持つたのではない」

来馬は住職が妻を娶ることは寺院にとつて有益であるという主張をしたわけである。肉親である妻を寺内に置けば、住職は自分の分身をもつたのと同じで安心して布教化ができ、雑用もこなしてくれて借金も減るといふ。それが今の時代に適合した寺院僧侶のすがたであるとして妻帯の公許が仏教全体のためになるといふ論旨であるが、後述する

ように器である寺院と中に住む僧侶個人の関係を、会社と社員の関係のように割り切って考える発想が根底にあるようである。

この来馬の主張に対して、杉村縦横が『新佛教』二卷一〇号（明治三十四年）に妻帯反対論「僧侶の妻帯を難ず」を寄稿して反論している。杉村は①寺院は住職の私有家屋ではなく公的存在なので、中に妻子を置くのは不都合である。②僧侶が妻を娶りて後死去すると、後の住職は他からきて、何ら権利のない妻子は路頭に迷うことになるので、そもそも妻帯が倫理的に不可である。③寺院収入は布施であるのだから、僧侶が妻子を養うような個人財産へ廻す金はないはずである。の三点を挙げて、来馬の『佛教』誌上の妻帯公許論に反論している。元来、『佛教』誌と『新佛教』誌は以前の経緯から、意見の対立もあったので論戦のようになったという面もあったのであろう。杉村の反論は、寺院・僧侶の役割を社会教化に置き、個人の家族を住ませたり養ったりする建物や金銭の存在を認めないという大筋となっている。不犯戒から妻帯を認めないという考えでなく、寺院・僧侶の社会における位置という視点からの反論であった。

また、杉村は自己の身近の事例（梵妻と二子が住職死後に、後継住職に追放され路頭に迷ったが、世人は後継住職の潔癖品行方正を称賛したという例）を挙げて、「今の寺院制度・僧侶制度の下に在りては、其の結婚が這般の極めて悲惨なる結果に終わるべきは寧ろ当然の理」と評し、僧侶という特殊な身分立場の者は、妻子を養うべき資力を持たないし、また持つべきではない（寺院収入は僧侶個人のものではないという点に重点がある）ので妻帯して家庭をもつ事は不適當である、とも論難している。

これに対し、来馬は翌月の『仏教』百七十七号誌上に再度寄稿し、杉村の論難三点に答えて、①寺院庫裡には公邸のような役割もあるのだから、僧侶は寺院内に妻子を住まわせて問題は無い。②戸主の死去後に妻子を養えないのは僧侶以外でも往々有ることであるから妻帯反対の論拠にはならない。③寺院の収入には説教・副業など住職個人の力

によるものも多いのだから、妻子を養う費用は寺院家計から出してもかまわないはずである。以上の内容で反論した。また、同時に、寺院の実子相続についても言及し、これには賛成しない旨を述べている。来馬の論は住職と寺院との関係を、あたかも現在の宗教法人制度における法人と役員のようなものと捉え、住職個人の自由になる範囲を認めているのに対し、杉村は寺院はあくまで公共の存在であり、僧侶は建物や収入を個人の用途に供してはならない、という原則を求めている様子がわかる。

『新仏教』二巻十号にはもう一つ、「牛涎子」という筆名で書かれた「僧侶の妻帯を論ず」という僧侶妻帯反対の論説も別にある。その中に以下のような文言がある。「肉食妻帯の事は、昨年中における教界文壇の一問題なりき。而して今年は、ついに実際上の問題となれり。」と述べ、本年の浄土宗の宗会では、ついに肉食妻帯の公認・実子の住職継承を決議する見通しである、として、さらに、十月の曹洞宗議会で、この問題が出るであろうとの見込みを示している。本年六月の日蓮宗宗会では、肉食妻帯公許の請願届が出されたが、「立教開宗の本旨に反する」として却下されたことをも述べ、天台宗宗会ではこの請願は毎年のように出ているともいう。牛涎子は「実に之を以て、明治仏教史上に、一時期を画するに足るべき時に達した」と評して、重要視している。実際に、この後、各宗立法府では相次いで肉食妻帯の認可が決議されていき、この牛涎子の評が的を射ていたことを示している。まさしく、この明治三十年代という時期は、僧侶の妻帯の公然化する画期となる時期であり、この誌上の論争はそのような時代背景を如実に示すものであらうと思われる。

さて、この牛涎子の論は僧侶の妻帯については絶対反対の立場をとり、「僧侶は妻帯すべきものにあらず。もし妻帯すれば名づけて僧侶となさず。これ仏教の正統的解釈なり」と比丘に妻帯を許す戒法があるわけがないと非難している。「もし今日の僧侶にして、肉食妻帯せんと欲せば、宜しく旧仏教の圏外に脱して、後始めて之を為すべきなり。自ら浄土宗と号し、曹洞宗と号して妻帯せんとするものは、これ世を欺くもの」「僧侶教は今や滅びて世を挙りて皆

優婆塞教たらんとす」などと慨嘆している。杉村縦横とは異なり、戒律や宗法に違背する妻帯は許し難いという論である。牛涎子は妻帯公許になれば、寺院の財産や収入が住職一家によって私される弊害がおこるのであるうとしている。(特に梵妻は住職の死後のことを心配して用意をするから、ともいう) また、怪しげな女が寺院に公然と居るようになるであろうともいう。また、妻帯するならば、僧侶が俗服を着用することが多くなり僧服法衣の問題も起こり、このような行儀の面からも旧仏教は破滅していくであろうとまで表現している。

『新仏教』の妻帯反対意見二点に対し、『仏教』一七七号には先に挙げた来馬の反論のほかに、もう一つの風変わりな妻帯推進論が掲載されていた。

『妻帯公許に関する吾人の意見』「螺蛤」という筆名である。この論では肉食妻帯の問題に関して、僧俗が教祖・聖典に戒律の論拠を求めて反対することを批判している。「況や印度沙門の作法たる戒律を厳守するにあらざれば仏徒にあらずと思惟したる律僧一派の迂愚なることや」この論稿では、妻帯公許は仏陀の戒律に違背するのは当然であるが、戒律の精神とは違背せず、と進展する。「如何となれば、仏陀の戒律は当時の印度沙門に適應したる律法に止まりて未だバラモンの旧習を出ず、随つて何れの国に於ても仏徒の必ず厳守すべきものにあらざるや明らかなり、是を以て仏陀は自ら当時の僧風が長えに継続すべからざるを言したりしなり」と現代の宗教家に求められるものと当時の「印度的沙門」の違いを強調して戒律は不当であると述べ、禁妻は禁淫とは同一ではない、として「彼が厳格なる禁欲主義は後世其の反動として多大なる悪風を扇揚するを予知したらんには仏陀は自ら此の戒律を捨つべきなり」「佛教の教理の如きは吾人の大いに首肯する能はざる所多く、現代の知識と相容れざるものあるは覆ふべからざる事実にして佛教が一大改革を要する所以は実にここに存す」と現代科学と旧来の教理との齟齬などを背景として、新時代の仏教では禁妻という旧弊な仏陀の一戒に反するのしかまわないと主張する。

さらには宗制の問題にも触れ、「陽には仏戒を標榜して宗制に金玉の文字を羅列し、陰には噉肉畜妻を旨として、

其の腐敗せる根性は……」と妻帯を禁じた一宗の法律である宗制と実質的な妻帯者が多いという現実との乖離を知りつつ、しかも宗制をそのままにしておくことはかえって罪業であると主張する。そして宗制を改変しないのは「世間の口を憚り盲目なる新聞記者の妄評を怖るるによるものにして」信念によるものではないと推測を述べ、「苟も宗教家たるもの言行一致」すべきであるのだから、妻帯を宗制の上から公許すべきであると結論している。

また、螺蛤子は妻帯の実情について、現今の僧侶の多くは実質的に妻帯し、「無妻主義を実行して宗制の罪人たざざるものは」数えるほどであると評する。このような見方は当時しばしばあったようである。「大多数の畜帯者は真宗を除きて正当に結婚したりと認められずして私通野合と見なされ、妻女はヒカゲモノとして斥けられ、児女は私生の汚名を負いつつあり」と隠れて実質的な妻帯をする現状を悲惨無惨の至りと強調して表現する。

また、旧来、妻帯を公許しなかったために多くの凡僧が道を誤り、売春・男色・墮胎などの忌まわしい事件にもつながったとして「仏陀の一制裁に拘泥して強ひて物欲を抑圧せんとしたる結果は真に是の如きものあり」とする。そして、人の体の機能を無視して無用なる苦行に陥らず、現代の僧侶は「能く人間と伍して人倫を全うし、善人たり君子たらしめんことを切望して止まざるなり」と結ぶ。

仏陀の制裁を、新時代に合致しないので捨て去るべきと正面から強調するこの論は、現在からみても驚くべきものであり、当時の反発は大変大きかったと思われる。ペンネームを用いて発表せざるを得なかったのであろう。しかしながら、当時既に僧侶の肉食妻帯が常態化し、しかも、それを主として世間体などの理由から肯定できず押し隠して見ないようにしている、という仏教界の停滞とそれに対する焦燥の念が感じられる内容である。

この論者は、後にも同様の論考を同誌に掲げている。婦人の信仰勸奨も有益であるから、僧侶の妻が婦人伝道師としての役割をはたせれば、尚結構だとも述べている。また、妻帯公許でなければ、僧侶が私宅を寺外に構えるので、その分費用がかさんでしまう、妻帯を認可すれば之を避けることができる、とも説く。さらに、妻帯とともに嫡子相

続を認めれば、住職が死して後、妻子が追放されたり、少々の涙金で退去するという悲劇も防げるとしている。時勢の推移に応じて、布教の実を挙げるためにこそ、意を用いるべきであり、その最も効果的なものが、妻帯公許であるから、宗門の宗制を改正すべきであるとの主張である。妻帯・実子相続を推奨しているのである。

この一連の論争は牛涎子の論説にも示されているように、当時僧侶の妻帯が広く議論されるようになり、各宗の宗会などでも妻帯公許が論争になり、引用した諸宗の他にも、特に浄土宗宗会で「嫡子相続」の提案がなされたり、真言宗でも妻帯許可の宗制改訂が議論されたりしたこと風潮と関連があったのであろう。明治五年の太政官布告以来の妻帯問題が、三十年の歳月を経て、此の頃には表に出てくるようになっていたわけである。

また、あたかも此の明治三十年代初め頃、一夫多妻を教義とするモルモン教の伝来があり、また同三十四年にはラマ教貫首の来日などもあって、世間の関心が宗教者の生活・結婚という問題に向いてきたことも関連しているであろう。

なお、来馬はこの論争の翌三十五年には「仏教式結婚式」を自ら行い、『仏教』誌上に盛大に掲載した。(反発も盛大であったようである) その式次第をみると、おおよそ今の仏教式結婚式と類似しているように思われる。来馬は曹洞宗の僧侶であったが、僧侶の妻帯の積極的推進の自説どおりにしたわけである。

(二) 『仏教』・『新仏教』誌への投書

この論争の際に、両誌に掲載された投書がかなりあるが、当時の様子的一端をうかがえる。投書の内容が事実であるかはしばらくおく。

○世襲論についての「一妻帯実行者」からの投書 『仏教』一七八号

つらつら現今僧侶の妻君を見渡せば、大抵、社会の墮落者、不具者で畢竟コンマ以下の人物が沢山である。加

之、寺院の妻なるものは、日陰物、であると見られて居るから、大に世人に軽蔑されて居る。これ恣に妻をのみ求めて、其の性来の如何を求めぬからである。又求めても容易に無いのである。であるから、今日の所少なくともコンマ以上の妻を迎ふことは大難事である。よし、ありとするも僧侶の妻は妻自身も始終杞憂が絶えぬのである。それは、一朝住職が死亡するか、日陰物である妻子は、傘一本路頭に迷ふといふ例証を沢山見て居るからである。故に、妻帯を実行するには世襲から堅めて行かぬは嘘です。僧侶皆世襲たるを得ば仮令住職の死亡するあるも、妻子が路頭に迷ふが如き惨境は夢にもないから安堵して居ることが出来る。

この激烈な投書にも、コンマ以下云々の真実か否かはどうあれ、僧侶が妻帯することを喜ばない世間一般の様子がみてとれる。住職の妻に酌婦などがなると、大変目立ち、他者に与える印象が強いという事情もあったのであろうと思われるが、おおびらにしがたい雰囲気が強く、結果として普通の家庭の女性が嫁ぎがたかったのも確かであろう。また、さらに、当時の慣習として、一朝住職が死亡したならば、その家族は公的な権利も特にないので、身一つで立ち退かなければいけない、ということも、僧侶の妻となることを躊躇わせる理由の一つであったのであろう。

結局、僧侶の妻帯が常態化しているのに、世間的にはそれを認めたくないという雰囲気があり、僧侶にも戒律や宗制に違背しているのでは、という後ろめたさがあるので、ごく普通の結婚とは異なる事情が続いていたといえよう。それが、配偶者を探すに当たつての問題ともなり、僧侶と結婚する女性の資質をとやかく言う風潮につながつていたのであろう。たしかに寺院・僧侶の社会的位置を考えれば、この点に鋭い目が注がれるのも当然であつたろう。そして、妻帯賛成論者が、この妻の来歴問題を強調するのも、そういった事情を勘定に入れた妻帯公認のための一手段という面があつたのではなからうか。

○『仏教』百七十五号（明治三十四年）にはこのような投書が載っている。

当地の某寺の和尚さんは、お紋と云ふ妻を娶つて居られるが、此頃或人の弔いに行つて、和尚さん真面目に払

子を振って云く、恭しく惟みれば、と、傍に居た人、和尚さんの背を打して云く、お弔いにまでお惚気をお云ひかと、会葬者皆な眉を顰む、何と恐れ入ったではありませんか

このほかにも、妻帯している僧侶への否定的な視線が感じられる記事や投書は佛教誌であるとないとを問わず、散見される。また、ほかにも、住職が教師等の別の職業を兼ねたために寺務がおろそかになった、というものや、住職が高利貸しなどに借金を催促されている、矢場などで飲酒し見苦しい僧侶の姿が見られる、などの批判的なものもあり、逆に僧侶らしい潔い親切な行いを賞賛するものもある。近世から近代への時代的変化により、寺院を取り巻く環境も変わり、僧侶のあり方や生活も新時代への適応をしていく中途の光景とは見えないだろうか。人心も功利的となり、寺院の経営も近世のようにはいかない、そのような背景から、住職の分身として、また廉価な雇人の役割を果たす存在としての「梵妻」が寺院に入っていくという視点も、今日の寺族問題などの関連から、ありうるのではなからうか。この時代に近世的感覚で寺に尽くしてくる雇人を期待することは難しくなり、「梵妻」を求める方が実際的であった場合も中にはあったのかもしれない。

○『仏教』百七十二号には「梵妻」・「大黒」についての賛否両方の投書特集が載せられている。

嫌悪する投書も多数あるが、同時に彼女らが檀信徒や寺院のために尽力し、慕われている者もあることを示す投書もいくつかある。なかには、寺に生まれて寺に貰われて梵妻となったが、何となく世間よりさげすまれ肩身が狭いような気がする、という投書がある。また、住職の実子が良い教育を受けているのに弟子の自分は山寺へ追いやられている、梵妻のいる寺院の弟子は口惜しい、という投書もある。そもそも投書が本当のことかもわからず、採用する来馬の判断もあつたであろうが、読者がそれなりに納得できるような時代背景はあつたのであろう。

(三) 各論者の意見

極めて簡略ではあるが、明治期の妻帯に関する論著を列記してみた。

○『雪窓問答』（明治五年） 福田行誠

戒律運動で有名な福田行誠は「雪窓問答」を著し、明治五年の太政官布告の非を五箇条にまとめ、「肉食妻帯布告」の取り消しを政府に願っている。

○『弾僧侶妻帯論』（明治十一年） 有安道人

淫欲は貪愛を生じさせ、貪愛は瞋恚愚痴など一切の煩惱につながる、出家して仏道に志すは子孫を絶やさぬことに優る、の二点を主論点として、妻帯の非を論ずる。昨今の世相について「僧侶の破戒、華族の商法、士族の車夫、更に賤しとせず、婦人は妾となり伎となるを愧ぢず」として、昔日に比して進歩とするや、美とするや、などと時代的不満をも背景としているようである。

○田中智学の二著作

・『佛教夫婦論』（明治十九年）で「本化正婚式」示す制定 明治十九年

・『仏教僧侶肉妻論』（明治二十一年）

「佛教夫婦論の述ぶる所、佛教の実義に遵し、人倫の常経を明す。窃かに以んみるに、世間の仏を排する者、多く佛教を以て世外の道と為す。是れ、佛教を誤れるなり。仏を奉ずる者も、またまた人生を以て厭うべきのところと為す。是れ、国家を誤れるなり。」「子は天下幾十万の堂塔を挙げて葬儀場となさずして、国家の為め唯一吉祥なる婚礼場たらしめんと欲するものなり」と佛教の精神に則った仏式結婚式の推進を叫ぶ内容であるが、僧侶特に能化については厳しく持戒を望む。近代的な一夫一婦制を説く。

・『宗門の維新』明治二十二年

「任職世襲の法案」僧侶の肉食妻帯を、大局的見地により容認し、むしろ積極的に世襲制度まで構築して、それによって宗門の発展を期待するという意見を述べている。わずか三年の間に智学の意見は妻帯賛成に変化していることがわかる。明治十九年頃は折伏重視で日蓮宗門と対立することが多かったことも影響していたのであろうか。智学独自の在家佛教の理論と体裁が整うにつれ、末法の現在、戒律ではなく信仰によって立つ者は僧俗を問わず在家の菩薩であるので、肉食妻帯なぞ気にしないといった内容である。智学は後に肉食妻帯の僧を名字の僧と呼ぶこともあった。

○『密厳教報』明治二十二年秋 伊藤堯英

世襲の徳益八箇条として、次の八ヶ条を挙げ、妻帯のみならず世襲をも許可すべきとする。

- 一、僧侶の気風
- 二、檀徒に嫁ぐ
- 三、経済上の徳
- 四、交際上の徳
- 五、僧侶絶えず
- 六、僧侶品正の益
- 七、寺院永続の益
- 八、人権を高くする

○栗山泰音『僧侶家族論』（大正六年）

○井上円了『僧弊改良論』（明治三十一年）

実子の任職世襲について、遺伝的にも優れた母親を求める必要を説くという、変わった視点もある。折衷的「半許半禁」を説示。

○頭本法華宗の僧田邊善知の妻帯推進論（明治三十四年）

「戒定慧の三学・大乘教・法華経・正像末・日蓮上人」の五章を分かち、それぞれより「眺めたる肉食妻帯論」を論じている。そして、その結論として、「妻帯は公然たるべし」「道徳上・また慈悲を知るにも妻子を持つに如かず」と維新後の今日には僧侶はすんで妻帯すべしと説く。

そして「僧侶に人生的生活を許し、我が国宗教家の特性品位を高め、仏教革新の第一着歩をなさんとす」「僧侶に

限り、肉食妻帯を許さずといわば、是れ明かに人権を抑圧するものなり」明治以前の政府が肉食妻帯を禁止していたのは政府の干渉であるとも表現し、信教の自由からくる当然の権利であると説く。さらに教学面からも、法華経を受持すれば、即ちあらゆる戒を保つこととなる、法華の行者は不浄無戒でもよい、などの主張を説く。また、「小の虫を殺して大の虫を助く」のような論理で大乗仏教の弘通をする菩薩は肉食妻帯の問題などに拘泥すべきではない。しかも末法においておや。

さらに妻帯の実情に及び、実際に諸宗の僧は皆妻帯しているが、それを隠しており、それがために、良家の女性は寺院に嫁さず父兄も同意しない。その結果として娼妓などの淑徳・教育・家事の技量・宗教心のない者がほとんどであるという。そして、そのような女性は寺院や夫の僧侶の為を思わず、寺院の荒廃や檀家の不帰依につながる例が多いとする。また、自分や実子を大切にする為に、夫の僧に勧めて弟子の教育費を削らせるため、憤慨して還俗する者も多々あるとする。これがため、弟子の教育という寺院の重要な機能の一つがそこなわれるという。そして結論として、このような現状を打破する為には、妻帯の公認・世襲を宗制寺法で認可することが必要であると説くのである。

さらに、妻帯して妻子を持つことは真の慈悲を得ることにつながるので、道徳的にも可であり、立派な家庭を築くことは信徒教化の上からも有効である、と妻帯の公認を訴える内容である。

全体として、善知の論は、現代に合致する寺院・僧侶を目指すという観点から肉食妻帯を認可すべしと論じている。

○鈴木大拙の意見

『『禅宗』記者に与へて宗教と婚姻（即ち僧侶の妻帯）を論ず』（『禅宗三九号』明治三十一年三月二十日 アメリカイリノイ州）

「さてかく海外に在りては本国の時事を知ること少なくとも一ヶ月の後にある故、自然時事に関する言説を公表する機を失い、是まで議論したきことも黙黙に附しおきたるが、その前年末より仏僧に肉食妻帯を許す可否の論喧しく

なりたる由、こは志あるものの一考を要すべきことと存じ、ちと時に遅れたるの嫌あれども、予も此件に就きては少しく考へたることもある故、遂にここに一書を認む。」と当時の議論がかなり盛り上がっていたことを示している。

大拙の結論は「予の信ずる所に拠れば、肉食妻帯は宗制の或いは禁じ、或いは許し得べき性質のものにあらずして全然個人の自由に任ずべきものとす。」というものであった。古来、東西の各宗教が男女のことを不浄なりとしているに異議を唱え、特に女性の不浄や卑賤観を反対し、従来相容れないとされてきた、結婚や恋愛と宗教的情操の間は隔て無きものである、とする。煩惱や執着にまで至らなければ、何の問題もない、というのが大旨であった。宗教の本旨に沿っていさえすれば、僧俗を問わず、結婚は自由であり、後は本人の覚悟次第である、と日本における妻帯論争に一石を投じている。

大拙には、ほかにも肉食妻帯の問題についての寄稿がある。明治三十三年一月 米国イリノイ州から日本の高僧への書簡の一節で、再度妻帯論争にふれている。

大拙は「肉食妻帯の件、男女の關係の乱れるは僧のみにもあらず、滔々とうとうざうざう在俗の者、幾人か能く純粹なるべき」と記している。大拙は、肉体上の關係を「子孫継統の爲」と規定し、その際に快樂を生ずるのは必然的であらずして、偶然的のものとし、「其の偶爾なる所、即ち快樂を本にして之に耽らば、たとひ正当の夫婦の間と雖も、淫を行ずるにあらずや」と淫欲の問題点を表現し、ついで、下等動物と異なり、人間は感覺への耽溺を離れて行為の規制をなすことができるとする。そして、この点において佛教的に妥当で有れば、在俗も僧侶も甲乙ないものである、と評する。さらに「併し妻帯の事は単に倫理、宗教の上の議論に止まらず、社会の上よりも見ねばならぬ問題ゆゑ、真宗以外の僧侶の直ちに妻帯を實行せんことは尚研究を要す」と思考仕る」と、實際の問題は教理的な面だけではなく社会通念との摩擦にあるとの見方を示している。結句として、彼は妻帯自体は全く問題ではないという認識を示す。ただ自己については、「予一身上の傾は結婚的生涯より独身を好む」などと、結婚の必要を感じないという現在の意見を漏らし

ている。妻帯問題のほかにも、今日の僧侶の生活について、様々な問題点を感じていることも述べるなど、当時の論争に大いに関心を持っている様子がうかがわれる。

後、「家庭の問題」（『新佛教』十二巻四号 大正四年）では妻帯の有無のみで僧としての徳行ははかりきれない。特に檀徒から見るとはそうである、として「さる田舎の坊様あり、娼婦を身請けして梵妻としたるが」その檀家はさして之を咎めむるにもあらず、仏事旧時の如し。また、真宗高僧の沐浴のあとの水をも汲み取りて、何かのおまじないとする。素行云々は、知つていても顧慮しない、という実例を出す。

但し、大拙個人としては僧侶の妻帯を好まなかつたらしい。『活佛教』三巻二号「女人無用のお寺」（大正四年）では、大拙は婦人が寺にいたり、赤子の泣き声がしたりしているのが「趣味に合わぬ」とし、寺に女気がないのが良く、寺院での女性の存在は普通の俗家のように、寺と不調和で不快の念が起るとしてしている。ここでは大拙ははっきりと僧侶の無妻論を主張している。以前の僧侶の結婚に肯定的であつた意見とは異なっている。

（四）仏教界外からの反響

○『基督教週報』（明治三十四年八月）

ここには「近頃浄土宗、真言宗等に僧侶の妻帯論が持出されて居る様なり、併し此事たるや最早今日にては一般に行われ居りて、唯だ是を理論上若くは宗制上より公許するか否かと云ふにあり」と醒めた評を載せている。日蓮宗不受不施派に代表されるように、戒律を嚴格に守っている僧も多くいたのであるが、大勢は妻帯という観点である。

○『萬朝報』「机の塵」欄（明治三十四年八月三十日）

「僧侶の妻帯問題が大分佛教家の間に論じられてゐるようだ。……」と、『佛教』誌上の「妻なき住職が多忙の中に人生を終わる、寺を維持し借財を作らず布教する僧侶は妻を得て内助となすべきだ」などの主張を紹介して、その積

極的に妻帯すべきとの意見に概ね同意し、さらに「それは至極尤もな事としても、僧侶の妻は僧侶の妻らしい者にして欲しい、酌婦あがりなんぞの大黒を押しすゑて、これでなければ新佛教の新僧侶でないなどと説かれてはそれこそ堪ったものではない」とも付け加えている。ここでも、僧侶の妻となる女性の来歴が懸念とされている。しかし、注目すべきは僧侶の妻帯を否定せず、むしろ肯定的な点である。明治五年の肉食妻帯公許からも既に一世代以上経過し、世間一般の見方としても、妻帯問題にこだわるよりは、宗教家本来の活動をよりよくしてもらえる方がよい、という意見が次第に増えてきたことを示しているのではなからうか。

(五) 参考資料

この節では当時の家庭の様子を知る手がかりとなる二点の史料を挙げてみた。

○『佛教』175号(明治三十四年)

「僧侶の生活費と其収入」

世人は往々仏教徒に対して、布教に勤勉せざることを攻む。然れども布教も口ハにて出来うるものにあらず。寺院に居るものも家族あり。衣食の費も要し、宗費も納め、品位を保つべき生活をなし、且つ其間に布教をなさざるべからず。而して試みに其の費用を概算すれば、大凡左の如きを見る。

- 一 金十三円也 白米八斗(家族七人、内男四人、女三人、外に來客用等を加えて、以下準之)
- 一 金四円五十錢也 薪、炭、石油等
- 一 金十六円也 菜、味噌、醬油等
- 一 金十円也 堂宇修繕費(障子張替、畳替、建物修繕費等平均)
- 一 金五円也 雇人俸給其他

一	金三円也	教会費
一	金三円也	宗費等
一	金五円也	住職交際費
一	金十円也	子弟教養費
一	金八円也	衣服調度費
一	金一円也	年始歳暮等
一	金十円也	雑費
合計	金八十八円五十銭也	

こは極めて節儉なる中等寺院の生活費を簡単に書き列ねたるもの、實際其の局に当たりては、此れ位の費用にては、不足を感ずること甚だしきものあり、換言すれば、寺院生活を完全になさんと欲せば、少なくとも金百円を要す、而して此の計算よりなれる寺院には僅かに、住職夫妻と二人の子弟と、一人の所化、一人の下婢、下男とを置き得る程度に過ぎず、普通の生活より比較し来ればこれ位の家庭は、余り金満家の生活には非ず、而して寺院の住職となり、二百戸以上の檀家を有する身となれば、出づるに腕車を借り、慈善事業其の外の寄付金勸募等に逢へば、之に相応の出金をなさざるべからず、而して其の費用を得る途を求むれば、一 葬儀法要等より得る布施 二 寺院の財産より得る収入等の二個の財源あるに過ぎず、今日の檀信徒は寺院に参詣して布施を捧ぐれども布教其の他の活事業には容易に金一円以上の財を投ずるものなし、演説会を催せば其丈け寺院の入費倒れを来すのみにして、比較的に利益を得ることすくなし、僧侶が葬儀を歓迎して布教事業等に尽力せざるも又所以なきにあらず、今後もし佛教家をして高尚なる品位を保ち、社会に活動せんしめんと欲せば、寺院以外に何等かの収入あらしむるを要す、教員可なり新聞記者可なり、書記可なり、今の寺院に住職たらん人は、徒弟教育の上

に於ても必ず幾分の収入を得べき学力を有せしめるまで教育するを要す、然らずんば、僧侶は永劫墓番たらんのみ、各宗の教育者も茲に鑑みる処ありて可なり

これは宗派不明であるが、東京の中等寺院のことであるとされている。既に家族を有している寺院である。当時の寺院収支の一史料として、妻帯論争とは直接の関わりはないけれども、参考として掲げた。白米等食費がかなり大きい割合を占めていることがわかる。現在と異なり、エンゲル係数も高く、衣食の面から、居住人が増えることが直接かなりの出費増であったのであろう。圭室文雄氏は熊本地方などでの調査から、真宗の寺院は住職家族人数が住職と所化のみの他宗寺院より多きにより、寺一軒当たりの檀家数が他宗に比べて多しとする。実際に東京府内寺院の明治五年統計では、真宗寺院の家族は他宗に比べて数が多く、寺一軒の檀家数も数倍あった。ここでやや疑問なのは、妻帯論者は皆、妻がいて内助を尽くす方が無妻より借財をつくらずにすむと主張している点である。留守を親身に預かる人がいるということが出費の抑制につながるであろうか。エンゲル係数の高さからみれば逆であり、この点については再考したいと考えている。

○「陸海軍武官結婚条例」(明治十四年制定)

尉官・下士官は、大尉四百六十円〜少尉三百円〜下士官八十円(当時の年俸、大尉三百円、少尉百八十円)の金子を「家計保護金」として軍当局に無利子で預けなければ結婚が許可されなかった。明治二十七年に廃止されるまで続いた。此の条例の第一条には、条例の目的として、将校が家庭を築くにあたり、不適格なる人物と結婚してしまふことを防ぎ、軍の品位・衛生を保ち、終身の活計を維持させるためである、と明記されている。結婚には勅許が必要とされ、家計保護金のほかにも、花嫁について出身地の戸長が「行状端正の者」であることを保証する身元証書が要求されていた。

しかし、預入金がかんりの大金であったために、正式に結婚できず、晩婚化がすすんだり、内縁関係のまま私生児

をもうけてしまったりする例が続き、結局廃止となった。南極探検で有名な白瀬しらせのぶ齋はこの条例に反対する文章を発表したため予備役に編入されてしまった。白瀬の批判の一点は、結婚が難しくなるため、若い将校達がかえって娼妓などに親しむこととなってしまっている、というものであった。『極』網淵謙錠、新潮社、一九八三）

この条例を参考として示したのは、貧富の差の激しい当時は、独立した家庭を持つことすら困難な人も多かった様子や商家の手代が多かったといわれている。明治期にも、似たような境遇の人もおり、遊郭の客として、武家屋敷の仲間も多かった。僧侶の配偶を選ぶに当たっても、教養のある、檀家のふさわしいと考えるような女性のみではなかったと思われるが、寺院僧侶という特殊な地位のため、周囲の人々にはふさわしくない面が眼につきがちで非難につながったという一面もあったのではなかろうか。

(六) 住職の転任について

○明治時代の日蓮宗寺院の住職転任について

住職が家庭を持たず転任してゆく近世と、現在のような実子の住職継承が当たり前となった時代の分水嶺はどのあたりにあるのだろうか。一つの試みとして、明治五年・十年・三十五年・四十四年・昭和二十五年の五種の史料をもとに、東京府区部の日蓮宗寺院の住職の移動について検討してみた。五年・十年は政府への書上史料であり、三十五年・四十四年・昭和二十五年は日蓮宗一致派内部の名簿である。簡略に結果を述べると、明治五年から十年までの間、住職が交代しなかった寺院は二百三のうち八十八であった。これは、江戸時代の平均的な住職在寺年数と比較すると、やや長いように思われる。明治維新と廢仏毀釈で動揺があり、住職の転任が滞っている様子ともとれる。しかしながら、同三十五年の名簿と十年の書上を比較すると、同一の住職、あるいは同一苗字の住職がいた寺院は二百三

のうち、十五にすぎなかった。これを素直に受け取れば、明治三十五年の時点まで、「住職の転任のシステムはしっかりと機能しており、実子相続もほとんどなかった」と評してよいと思われる。しかしながら、明治三十五年と同四十四年の二種類の名簿を比較してみると、住職が交代せずに行ったり、同じ苗字の僧が住職になっている例がかなり見られるようになる。また、四十四年の名簿の時点の住職と同じ苗字の住職が昭和二十五年の名簿にもあらわれるという寺院がかなりある。日蓮宗のみの名簿によった検討であり、また養子や父である住職の戸籍に入らず母の籍に入ったなどの事例もあるのであろうから、苗字のみで判断するのは危険であり慎重な検討が必要である。しかしながら、憶測を交えて述べるならば、現在のようない実子の住職就任の事例が増えていく時期は、『仏教』誌などで議論のあった明治三十四年から大正頃の年代と重なっていると一応仮定することも不自然ではないのではなからうか。近代に入り明治五年の太政官布告以来、僧侶の妻帯は次第に進み、明治三十五年という完全に一世代が経過した頃に妻帯公許を求める声が顕在化し、さらに年数を経て大正初期という二世代を過ぎる頃から現在のような実子住職継承が一般的になっていった、そのような見取り図を本稿では仮に示して後の課題としたい。

結び

かなり散漫になってしまったが、本稿では、明治三十四年の『仏教』『新仏教』両誌の記事を中心として、明治期の僧侶の妻帯に関する賛否の論争とその背景について述べてきた。当時の僧侶の大勢は妻帯であり、しかも表面上は憚って隠れて妻帯する傾向があったことや、それについて賛否両論があつて論争となつていた、これらを一応の結論としておきたい。妻帯や実子相続について、新時代に適合すべきという賛成意見や、妻帯は寺院の私物化につながるという反対意見もあり、大変興味深いものであつた。このような問題は現代仏教にも通じる問題であり、むしろ、現在の寺院の様相が当時の状況を継承しているのであるから、よく考えるべきであらう。

僧侶の妻帯と実子による住職継承が次第に公然化かつ一般化していったことは、信仰・布教・社会儀礼・建物・設備・衣食住などの様々な要素にも影響をもたらしたともいえるのではなからうか。そして、宗門・寺院の性格や社会的な位置にも関連があるといえよう。そして、そのような変化は宗門外の社会の変化に連動して起こったといえるであろう。例えば、得度年齢と教育の問題であるが、近世のように、九歳前後で出家得度して……という出発が、明治時代の義務教育制度の確立によって大きく様変わりした。このようなことも、僧侶が弟子を取るよりも実子を弟子とするようになる要因の一つとなったのであろう。こういった社会との連関も今後は考え合わせなければ全体的な視野はもてないであろうが、それは今後の課題としたい。

参考文献

- 西山 茂 「田中智学と日蓮主義を再考する」(『福神』創刊号 一九九九年)
- 池田英俊 「近代佛教の形成と「肉食妻帯論をめぐる問題」(『印度学仏教学研究』三十七卷二号 一九八九年)
- 森岡清美 「僧侶妻帯と寺院の世襲」(『近現代における「家」の変質と宗教』一九八六年 新地書房所収)
- 「身分から職分へ」(『宗教文化の諸相』山喜房佛書林 一九八四年 所収)
- 中村生雄 「おのずから」と「無戒」 駒沢大学仏教文学研究 七号 二〇〇四年「肉食妻帯問題から見た日本仏教」(GYROS⑥ 二〇〇四年)
- 疋田精俊 「佛教に於ける破戒僧の歴史的考察」(『大正大学研究紀要』六一輯一九七五年)
- 『仏教社会学研究』(国書刊行会 一九九一年)
- 大谷栄一 「在家仏教運動としての日蓮主義運動」(『福神』二号 二〇〇〇年)

三、『祠曹雜識』にみる日蓮教団

日蓮教団史の研究においては、教団内部の資料のみならず外部資料の検討も必須である。本稿ではその観点から『祠曹雜識』を取り上げ、日蓮教団に関する記述を抜粋して紹介することとする。『祠曹雜識』は現在内閣文庫に二冊の写本の形で伝存し七二巻の構成である。明治十五年に内務省図書局が購入し、後に内閣文庫に編入された。

同書については福井保氏の解題がある。それによると編者とみられる麻谷老愚の本名は不詳であるが、文政十三年から天保八年まで寺社奉行を務めた間部詮勝の家臣であったと推測がなされている。寺社奉行は大名から任命されるもので、おおよそ四名、評定所の構成員で三奉行のうちで最も格が高い。役所は固定されず任命された大名が自邸内に役所を設け執務する。評定所より派遣された吟味物調役などと自らの家臣を各役に任じていたとされる。寺社奉行に任命されると先任役に請うて必要な情報を得る慣例であり、それを役についた家臣が写したものが数点確認されている。『祠曹雜識』もそのような性格をもつものであろう。

福井氏は編者は七、八年の間寺社奉行所に勤務して、その間に職務上の見聞や個人的に調べたものを筆録したものが同書であると推測している。

内容としては系統だつてまとめられたのではなく、雑然としている。しかし寺社行政全般にわたるもので、福井氏は広範囲にわたり主観的記述を避け記録類を忠実に筆録する手法をとっていることから資料的価値は高いと評価している。筆者はその見方におおむね同意するものの、個人的な興味や勉強、そしてその感想という部分がもう少し強いように感ずる。諸所の寺社を参詣したり諸宗の書籍を披見している様子もうかがえ、独自の意見も記している。また事実でないと思われる記述や迷信俗説の類もあり、情報源未詳と思われる内容もときおり見受けられる。ではあるが、寺社奉行所内部の資料を披見しうる立場の人物による筆録であり、おおいに参考になる資料であると思われる。

同書には各宗の宗祖や寺院の由緒などを探求した様子がしばしば見られるが、日蓮聖人についても同様である。まず巻五に略傳があり「開祖以来歴代障礙の多かりしは日蓮宗の外これなし、祖師一代の艱難は註画讃の如き直弟目撃の筆記に詳なればいふに及ばず」と長祿寛正記などを引いている。日蓮聖人が高僧伝などに取り上げられないことについて「日本無双の法華經の行者なれば諸宗より偏執の思をなし」と日親が説いたとしている。

卷四八でも「日蓮上人の事僧伝に載せざるは偏執の故」と念仏無間等の自讃毀他のためかとしている。そして同様に日蓮聖人の俗姓や略歴を記している。ただし「日澄が註画贊、日朝が元祖化導記、承恵が略伝、近くは日潮が仏祖統記、日竟が高祖年譜等を併せて其事実を詳悉すべし」とあり、筆者が任務に精通するためにこれらの書物に目を通した様子がうかがえる。どの部分でも、宗祖伝にとどまらずその後の教団の展開をも略述している。宗論についても主要なものを列挙し、豊臣秀吉の大仏供養や大坂問答に始める不受不施の経緯についても簡略に記している。当然ながら幕府の方針に沿った見解である。但し「斯る歴代障礙多かりしも、後五百載廣宣流布の先見空しからず、五百の星霜を経て今に盛なるはまさしく法華經の本意を守り邪法にあらざる故なるべし」と日蓮聖人を評している。

教義に関わる部分もあり、「法華勝劣一派の派別を立るは従来二八品の内、第一四品已上を跡門とし第一五品より已下を本門とす、本勝跡劣とて其の取舍を定る故に勝劣というなり、全部二八品を通用し本跡一致と定る故に一致というなり」と勝劣を定義している。なお文中では迹を跡としている。これも筆者が取材して確認したものを筆記したものである。さらに勝劣派の本山として三ヶ寺あり、越後本成寺が第一、京都本禪寺が第二、鷲津本興寺が第三としている。そして江戸三ヶ寺として高輪長応寺、丸山本妙寺、下谷大休寺をあげている。また新地寺社建立については数度幕府の禁令があったが、元禄五年に徳川家綱の追善として追加として新地古跡に認められた寺院は百四十六ヶ寺あり、その中で日蓮宗は三十八ヶ寺と記されている。諸書の数字と一致している。「唯今迄有來新地寺院御赦免に而向後古跡同意に被仰付、自今以後新地之寺院堅御停止之旨被仰付候」とある。僧官昇進の執奏については、編者当

時とみられる家をまとめた箇所があり、「僧徒官位昇進の時、執奏の公家其定例、宗別左の如し」として各宗の執奏を列挙している。日蓮宗の伝奏、すなわち官位取り次ぎなどを行う公家としては以下のものである。身延久遠寺と立本寺は小川坊城家、妙顕寺は清閑寺家、妙満寺は今城家、本国寺は廣橋家、中山法華経寺は鷲尾家であり、池上本門寺と越後本成寺と水戸久昌寺は執奏家がないとある。

日蓮教団の僧の修行の次第についても記述がある。出家は家元の貴賤にも年齢にもよらず法藪のみによるとある。

最初に二八品を習い、利根鈍根によるが一年から三年で覚え、それから檀林に入るとある。それから一致派では名目、四教儀、本文集解、観心、玄義、文句、中座席、首座と階梯が進むと記している。勝劣派についても諸派の檀林階梯を記し、編者が何らかの情報を得て記した様子がよくわかる。あるいは聞き取りのようなことをしたのかもしれない。

さらに諸宗の法服についても検討がなされたこともあり、本多豊前守家来より阿部備中守への問い合わせの返答で

- 一、日蓮宗の寺院裏頭と唱へ燕尾と唱へ平日相用候へども、法服礼服の訳も御座無候、年頭其外礼式の節は不相用儀に御座候

(略) 平日并法要の節相用候へ共、貴人への礼等には着用不相成候として藩主への年頭御礼には不適切としたことが見える。

なお同書では宗号に関しては一貫して「日蓮宗」の呼称を用いている。やはり寺社奉行所の正式な呼称であったから編者もそうしているのであろう。

一卷の冒頭近くに記述されているのが寛政六年の「身延参詣の女人関門出入のこと」である。同年に甲州万澤村番所での手形取扱が問題となった。従来は「他国より身延山参詣の女、檀那寺の手形を以て入り、久遠寺役僧手形を以出候仕来」であり、殊に十月の御会式法要前後は関免許であったとある。これが問題となったのである。久遠寺では

家康以来の仕来りであり朱印状があるので勝手に行ってはならないとして免許を主張した。特に本年は宗祖五百年忌に相当するので従来通りに認めてほしいとしていた。「殊に参詣之女人路銀等手薄之者全信心を以参詣いたしもの共、入用相募おのずから参詣仕兼」その結果として「参詣無之様に会い成、右高寺領等一向無之、全信心参詣之助力を以相続致候身延之儀に御座候者」寺の運営にも支障が出ると主張していた。

久遠寺から出す手形の実際の仕組みとしては、西谷坊中の分は竹之坊、東谷坊中の分は山本坊へ久遠寺の役印が渡されており、参詣した女人が宿坊を通じて差し出した手形に印形を添えていたとある。文例として以下のように記載されている。

一、此女何人或は内（振袖壱人 髪切壱人）等

何州何村より当山参詣之ものに紛無御座候間其

御関所無相違御通し可被下候、為後日依一札如件

身延（此所え印形）

山本坊

年月日

宿坊

何坊中

万澤

御関所

御番人中

万澤から入った参詣者は各檀那寺からの手形を預け、帰国の際に受け取る事になっていたとある。しかし、久遠

寺の提出した書類では特例の根拠として不十分であると判断され、御会式中はともかく普段は定書の通りにすべきであるとの決定が下された。

久遠寺では関所での手形詮議を厳しくされては延宝よりの参詣者が減り寺の経営に支障が出るとして難渋し、寺社奉行所でもその言い分を認めてはいたが、結局従来の特例はそのまま認められなかった。

次いで池上本門寺での御会式に際してである。御会式の際に火付け盗賊方が寺の要請により行っていた見回りについでに記述がある。文化四年に荒尾但馬守よりの問い合わせに奉行所が返答したものである。荒尾但馬守からは、

池上本門寺会式の節、火付盗賊改組の者、為見回罷越候様、前廣に年々使僧差越組の者差遣申候儀に御座候、右者深徳院様御廟所有之候付、申越組之者遣候様にも申伝候共、聡と仕候儀も無御座、勿論旧記等茂無御座候間、其向に而御調被下、右由来之儀承知仕度奉存候

と毎年御会式に際して本門寺の依頼があつて見回りに出ているが、その由緒を知りたいとの問い合わせであつた。

この見回りについては記述によれば、寺社奉行所では初めて聞いたことであり、「拙者共方書留にも見当不申」と奉行所でもわからず、池上本門寺へ尋ねたところ仕来りなので頼んできたとの返答であつたとしている。八代將軍吉宗の母堂である深徳院の御廟所ということが理由でもなさそうだとということで、以降は見回りをやめることとして本門寺へも通達したという内容である。この以前は毎年行われていた傍証とはなろう。

池上本門寺については深徳院御廟所としての記述もある。將軍名代が位牌へ拝礼する際の座席に關することで宝曆十二年とある。

深徳院様御位牌所え 御名代の節拜席の義、唯今迄は繪図面の通御下段にて拝礼有之候処、今度松平撰津守え因幡守申談、寺社奉行え撰津守札之、已来繪図面の通御上段にて拝礼有之筈に相極候事

宝曆十二年九月

増上寺方

御霊屋江 御名代之節御膝突置処

御成 御名代共同様に付、右に准じ書面之通達之

御名代拜席之儀、此已後者

御成之節之通相心得候様可申渡旨被仰聞承知仕候

午八月廿四日

毛利讃岐守

御霊前絵図〔略惣体記其要〕

結局、上下の間の境の黒塗り縁の上にあつた焼香机が奥の仏壇へ近くなり、上段で焼香することとなった。これは池上本門寺が將軍家に由緒のある寺院とされていたことを示す一例である。これと関連して幸龍寺について次の記述がある。

大岡越前守寺社奉行の時増上寺大僧正申されけるは当將軍家の御母堂 深徳院殿御事、池上本門寺へ葬り奉り御霊屋も彼地に有之候、凡將軍家の御父母は外に御霊屋御座候とも御菩提所江御改葬まします事先例にて御座候、近くは文昭院様の御父君清揚院様浅草幸龍寺に御霊屋ありしを文昭公天下を知し召候と其儘増上寺江御改葬被遊候事、是先年の例なり、然ば池上の深徳院様の御位牌も増上寺江御移被遊候様にと奉存候と改葬を増上寺から主張したところ、大岡越前守が応対し以下のように諫めたといふのである。

日蓮宗の本門寺に有之御霊屋故、貴僧嫉ての御申事なり外は聞不申候、御願曾て不相叶、然る時は面目を失ひ

気の毒と申者なり、浅草幸龍寺の清揚院殿の御例を被引候、幸龍寺は本山にて無之候間御成被遊候もいかがとて文昭公御賢慮を以御改葬遊はせしなり、池上本門寺は本山なり、此段をも弁知すして僉忽の御願は何としたる馬鹿々々しき事、笑ふべし殊に先年御成も有之しなり、其段も知しめさずや、平生式日五節句の御目見も貴僧本門寺とても同白書院の独礼なり、是はいつも一所にて覚居らるる筈なり、但忘却めされしか

清揚院とは六代將軍家宣の父綱豊である。『徳川実記』などによれば正式の葬儀や年忌法要は傳通院で行われているが、信仰のため当初は幸龍寺に葬られたのであろう。この例も所謂大岡裁きの類かもしれないが、実際にあつた問答かはおくとしても、本山であるかどうかは御成りになれるかどうかの基準であり、その故幸龍寺からは改葬して本門寺からは改葬しなくともよい、という内容である。御成り自体は本山でなくとも他に例があることから考えても疑問である。ただ奉行所に勤務していた編者が記録していたことは興味深い。

同書には伝説的な記述も時折あるが、浅草幸龍寺の奇譚として以下の記述がある。寛政年間に矢口村で道を作るために古い塚を壊したところ、骨が多数出た。数十人が病にたおれ、うなされて「幸龍寺へ行きたい」と云った。中川飛驒守の取り扱いで同寺へ骨を葬つたとある。この骨について編者は分倍河原の戦いなど鎌倉末期の戦の頃かと推測している。

また寺社奉行所としては当然ながら、寺社の格式に関する記述も散見される。寺社の関係者を寺社奉行所で接待する場合の座席について「座席には別席・総席・評席、評席には上通・下通、式台は役人送の有無等、皆彼徒の格式に係る、大抵皆由来久し」とある。別格の寺院は別として、次のランクの寺院が多く並ぶ「役人取次、下座筵迄送無、開門書院通、式台送」に中山法華経寺、身延山久遠寺、池上本門寺が入っている。

さらに職務に関することとして、僧の取り調べや刑罰についても様式が数カ所記載される。本稿では日蓮教団関係を中心に略述する。

まず貞享四年のこととして、不受不施の長遠院日庭と義正院日弘が佐渡への流罪となり、本寺に断りなく日弘墓所を貸していた三ノ輪宗源寺が追放となった。同時に神奈川町の名主金兵衛が「長遠院日庭儀不受不施之儀者存候得共、母懇望に付、抱之松山之内致寄進候」したため母妙哲・息子七郎右衛門とともに追放となった。

また、寛政八年八月一六日のこととして女犯の僧が晒しの刑を受けた記述がある。「女犯の僧日蓮宗深川浄心寺内玉泉房義湛、浄土宗下谷成雲寺住持貞道等を始めとして都合七拾老人、日本橋に於て晒さる、前代未聞の事と申合えり」とある。これは事実の間違いなからうが、さらに享保三年六月二十日のこととして京都本国寺のことを載せる。

「夜京都所司代より士卒二百人許、本国寺へ指遣し押入て淫婦七十余人を捕え、其の本里に幽し彼邪僧等を糾問す、此寺従前妙と号して淫婦を貯ふること隠れなかりしかば、此大挙に及ぶ、これを恐怖して妙満、妙顕等の坊主等、各隠し置ける女を諸方へ忍ばせ逃しける」とある。これがどこまで真実であったのかは判断できないし日蓮宗だけのこともわからないが、この時に何らかの取り締まりがあったのであろう。少なくとも寺社奉行所に伝えられていたことは確かである。寺社奉行所の職責として、寺僧の非違を扱うのでこのような記述が多いのであろう。

寛政六年には老中より寺社奉行所へ僧正以上の僧を吟味中に揚屋へ送るべきかとの問いがあった。返答を要約すると以下のようであった。寺格により揚屋か預かりであるが、定りはなく罪科の軽重によってその都度判断する。「重き本山にても不屈之次第に牢吟味中は揚座敷へ差遣、其已下は揚屋へ差遣候」がこれまでの仕来りであった。そして揚座敷へ送られるのは女犯か重い罪状で自白もあつて量刑も見極めがついた者であるとしている。はつきりしないうちは「申口等不相分候得ば容易に揚座敷等差遣候儀は無御座候」とある。そして例書として身延山久遠寺日唱の事例が明和九年の東叡山一件とともに挙げられている。

安永六西年

甲州身延山

久遠寺

日唱

右甲州身延山衆僧騒立候一件并久遠寺宗法之儀に付吟味中揚座鋪入

ここでは罪科重き者の例として認識されていた様子がかがえる。

さらに訴訟や刑事裁判での出廷の規定もある。まず「訟庭に上通・下通り・浪人台・砂利の四等あり、是等の次第自然古来の流例なるべし、凡上通の寺社も吟味に付て出れば下通なり、都で三衣を著したる僧は下通なり」とある。訴訟沙汰になるのは寺社奉行所を煩わせることであるということであろうか。さらに「寺院の家来は帯刀麻上下といえども浪人台なり、揚屋者は上通の者といえども浪人台なり、重き寺院揚座鋪者は玄関より総席へ通し、評席下通小檢校挾出る」そして「追放になる時は出たる席にて役人袈裟を脱し其者を浪人台へ下し、小檢校衣を脱し、砂利へ下し、同心甲繩小手を付る」と出家者の表象である袈裟衣を次第に剥ぎ取り、その後、繩を打つ作法であったようである。江戸払いの場合も追放と同様であったとある。揚屋から出た者は「三衣上下等無之故」ただちに砂利へ下ろすとある。そして遠島・追放・江戸払いの者は払場所で役人が書付を投げ遣わし、同心がそれを懐中へさせるという。

また安永四年十一月六日に定めたとされる「僧侶御仕置白洲取扱式」により要約すると以下のようであった。隠居・退院は袈裟を取らずに席へさがる。但し退院の場合には上通りの者は下通りへ、別席の者は総席へと下げる。追院は袈裟を取り砂利へ下ろし、袈裟は払場所です。一派構・一宗構・所払い追院と違い袈裟は返されない。追放・遠島は揚屋からなので浪人台で申し渡し、砂利へ下げる。追放は袈裟を返すが遠島は袈裟衣ともに闕所となる。

ついで江戸寺社奉行所ではなく各地での処遇について鳥居丹波守家からの問い合わせに返答した文化五年の記録^{*2}がある。以下に要約する。退院は袈裟衣のまま領主役所で申し渡しを行い、寺へ戻り村役人と檀家立ち会いのもと寺有を確認し、僧個人の所有は持参できる。追院は袈裟を取り衣だけで砂利へ下ろして申し渡しをし、寺へ帰らず役所門

前で袈裟を返す。寺にある品については問い合わせでは、本人に渡さず、村役人と檀家から法類へ渡すか闕所にする
ことの是非を聞いていた。これについては個人所有物は「我物は闕所難相成候間、隨身之弟子又は村役人檀中之者取
計」当人に戻すようにと返答している。

これらの記述からすれば、出家者は庶民と異なる扱いを受け、刑罰を科される際も、袈裟衣そのものは罪科に関わ
らないように慎重に取り扱われていたといつてよいであろう。

近年は各種の巡礼が目され、日蓮系では千ヶ寺参りが盛んになってきている。正徳二年に調べたという巡礼の記
述がある。

一、巡礼六十六部廻国の儀、イツの頃ヨリ始め候哉、慥か成旧記相知れ不申候得共、凡数百年余の儀に可有御座
候由、申伝候、巡礼六十六部廻国罷出候事相定期候寺法諸宗共に無之、寺院廻国仕候儀、隠居之僧又は発心者
或は百姓町人等志次第巡礼仕、西国三十三所板東三十三所、秩父三十四所の観音へ参詣仕、札打申候、尤罷出
候節、本寺触頭支配江相達候上証文等差出候儀申無之候、且又巡礼相止み候ても寺法に障儀は無之由、諸宗共
に申候、乍去急度相止候テハ熊野を始め諸国巡礼所并其道筋之堂社巡礼之たよりに参詣有之、其助成を以て
堂社之修復も仕由に候間、遠国之寺社其近辺迄難儀可仕哉之旨申候

一、六拾六部之儀人々願望有之志次第六拾六ヶ国之靈佛靈社江納経仕候、尤廻国に罷出候節其師匠又は檀縁之寺
より往来証文に此者廻国之内若相果候はば、其所にて取納頼候在所江付届に及ばざる由相認遣し候も有之候、
近年は別而六拾六廻国之者数多御座候、勿論相やみ候ても寺法に障候儀は無之候、併廻国相やみ候はば納経仕
候六拾六ヶ国靈仏靈社之寺社衰微可仕哉之旨申候、尤巡礼六拾六部廻国に一切不罷出宗門も有之由申候、右巡

礼六拾六部廻国之儀、吟味仕候処、諸宗共に各申趣右之通一同に御座候、勿論旧記等不分明、其上寺法にも障儀無之由申候へ共、往古より有来候儀、御停止に罷成候はば只今迄巡礼六拾六部廻国之助成を以て渡世仕候者も数多有之儀に候得者、急度御停止も難成可有御座候哉と存候

七月

松平対馬守

土井山城守

森川出羽守

覺

禪宗

一向宗

日蓮宗

右三宗僧俗共に巡礼并六拾六部廻国に前々より不罷出候、併僧俗共に其寺江者相忍へ罷出候哉、其段難計由申候正徳二年の調べとあるが、この記述が事実ならば、当時の日蓮教団においては千ヶ寺参りのような明確に制度化された規格外の巡礼は存在せず、自由に始め自由にやめるといった緩やかな諸国参拝にとどまっていたことになる。本寺や菩提寺に届ける必要もなかったようである。

以上のように『祠曹雜識』にある日蓮教団関係の記述をみてきた。寺社奉行所の執務のためというのが同書執筆の第一理由であり、根柢のはっきりしない記述もあるものの、近世の教団の様相を考えるうえで興味深い資料ではあると考えられよう。今後は各事例の他書との比較検討を通して、より実相に近づくことを考えている。

結びとして

このように三章のそれぞれで検討を試みた。まず最初の本圀寺の帳面である。これは新出資料とおもわれ、内容は限定されたものであるが、本圀寺についての今後の研究に資するものであろう。他の資料との照合をすすめたい。

後の二章は先に申し上げたように、以前別の機会に研究発表した時の配布資料の文章をほぼそのままの形で掲載していただいている。御参考になればという資料紹介であり、ある程度の意味はあろう。ではあるものの不十分などころも多く、大変申し訳なく、また心苦しいものである。今後、さらに考究をおこない改善したものを提出したいと考えている。御海容を願うのみである。